

農地法第3条許可申請 許可までの流れ

申請前に必ず農業委員会にご相談をお願いいたします。

	時期
事前相談	随時

↓

農地相談 ※新規就農者等、面談が必要と判断した場合 ※相談日 2 週間前までに「営農計画書」の提出が必要	奇数月第2水曜日
--	----------

↓

申請書の提出 ※締切日 1 週間前は申請が混み合います。ご予約のうえ、お越しください。 ※書類不備の場合、受付できませんので締切日まで余裕をもってお越しください。	<u>毎月8日締切厳守</u> <u>土日祝等の休庁日の場合、前日開庁日</u>
---	---

↓

審査・調査等 ※農業委員会事務局もしくは担当農業委員から申請者に連絡をすることがあります。	当月中旬頃
--	-------

↓

定例農業委員会	毎月 21 日頃 ※土日祝等の休庁日の場合、前日開庁日
---------	--------------------------------

↓

許可書交付 ※許可書の準備が出来次第、連絡しますので、窓口まで受取にお越しください	定例農業委員会 数日後
--	-------------

※許可後の登記は、法務局で手続きを行ってください。